

地域福祉に関する国・都の動向

I 地域福祉に関する動向

〔国の動向〕

国は、平成28年6月のニッポン一億総活躍プランにおいて、少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化等の社会情勢を踏まえ、国民の安心した生活を支える新しいビジョンとして「地域共生社会」を打ち出しました。

それ以降、「地域共生社会」の実現を目指して、平成30年4月施行の社会福祉法の改正をはじめ、生活困窮者自立支援、子どもの貧困対策、孤独・孤立対策、困難な問題を抱える女性への支援、LGBT理解増進法、こども基本法等、多くの法律を施行しています。

■地域福祉に関する主な動向

平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 「生活困窮者自立支援法」施行（平成27年4月） ● 厚生労働省「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書（平成27年9月）
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行（平成28年5月） ● 「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定（平成28年6月） ● 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行（平成28年12月）
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行（平成30年4月）
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行（令和元年9月）
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行（令和3年4月） ● 「孤独・孤立対策の重点計画 令和3年度」閣議決定（令和3年12月） ● 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定（令和4年3月）
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第二次再犯防止推進計画」閣議決定（令和5年3月）
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 「こども基本法」施行（令和5年4月） ● 「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行（令和5年6月）
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 「孤独・孤立対策推進法」施行（令和6年4月） ● 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行（令和6年4月） ● 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行（令和6年4月）

1 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ（令和元年）

平成28年の「ニッポン一億総活躍プラン」で地域共生社会の理念が示されました。厚生労働省は「地域共生社会の実現」を福祉改革を貫く基本コンセプトに掲げ、対人支援領域における包括的支援と地域支援を総合的に推進する取組を進め、平成29年の社会福祉法一部改正では、地域福祉の推進の理念が明記されるとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。これらの流れを踏まえ、令和元年12月の最終とりまとめでは、市町村において包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う新たな事業を創設すべきであるとの提言がなされました。

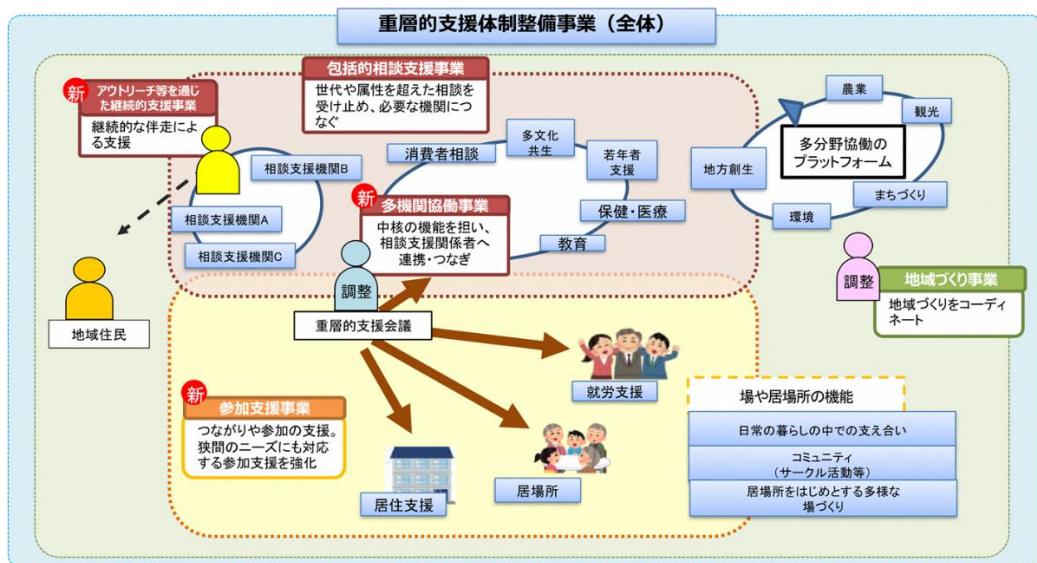
■市町村の包括的な支援体制の構築に向けた新たな事業の枠組み

- ① 断らない相談支援…本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援
- ② 参加支援…本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
- ③ 地域づくりに向けた支援…地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

2 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布（令和2年）

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援が明記され、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業が新たに創設されました（全体像は下図）。

■重層的支援体制整備事業の全体イメージ



資料：厚生労働省資料

3 「孤独・孤立対策の重点計画」策定（令和3年）

「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、孤独・孤立対策の基本的な方向性が盛り込まれた「孤独・孤立対策の重点計画」が策定されました。（令和3年12月28日孤独・孤立対策推進会議決定）

■基本理念

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応
- (2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進
- (3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

■基本方針

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
 - ①孤独・孤立の実態把握
 - ②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信
 - ③声を上げやすい環境整備
- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
 - ①相談支援体制の整備（電話・SNS 相談の24時間対応の推進等）
 - ②人材育成等の支援
- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
 - ①居場所の確保
 - ②アウトリーチ型支援体制の構築
 - ③保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等
 - ④地域における包括的支援体制の推進
- (4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する
 - ①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援
 - ②NPO等との対話の推進
 - ③連携の基盤となるプラットフォームの形成支援
 - ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

4 「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」（令和4年）

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）については、法律の施行後5年（令和5年）を目途として、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化に伴い、生活困窮者支援においては、支援対象者像の変化や支援ニーズの多様化などの新たな課題が表面化しており、こうした課題に対する制度的な対応も求められています。

こうした状況を踏まえ、「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」において「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」をまとめました。今後、この論点整理を踏まえ、制度改正に向けた具体的な検討を深めていく予定となっています。

■ 総論

（法施行後の状況）

- 生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）は、理念として「生活困窮者の自立と尊厳の確保」及び「生活困窮者支援を通じた地域づくり」という2つの目標と、包括的・個別的・早期的・継続的・分権的・創造的な新しい支援のかたちを掲げ、全国で様々な実践が重ねられてきた。新規相談者数や継続的に支援した人数は年々増加し、その多くに自立に向けた変化が見られるなど、着実に効果が現れている。（新型コロナウイルス感染症の影響）
 - 令和2年春から続くコロナ禍は、社会の脆弱性を照らし出し、その影響は世代・属性を超えて非常に広範囲に及んだ。自立相談支援機関の相談窓口における新規相談受付件数や緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金の申請件数は急増し、とりわけ個人事業主やフリーランス、外国人、若年層などこれまで生活困窮の相談窓口にあまりつながっていなかった新たな相談者層からの相談が増加した。
 - こうした状況に対して、支援現場においては、感染防止対策を講じつつ急増する相談・申請等に連日対応し、新たな相談者層の支援ニーズに対応するため、試行錯誤を重ねてきた。こうした取組により、コロナ禍において法が生活困窮者の生活の下支えとして大きな役割を果たしたこと、すなわち法が必要不可欠なものであることが改めて認識された。
 - 一方で、コロナ禍においては、従来法が想定していなかった特例的な給付・貸付事務に対応した結果、従来の伴走型支援の実践が難しくなり、法の理念が揺らいでいるのではないかとの声も聞かれる。
 - また、コロナ禍における法と生活保護法の関係についても、検証を行う必要。
- （地域共生社会や関連施策との関係について）
- 地域共生社会は、法の考え方と他の福祉分野や政策領域の考え方を合わせて共通理念化したものであり、令和3年度から施行された重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）は、この理念を実現するための1つの仕組みである。法において積み重ねられた実践は、地域共生社会の実現に向けて、市町村の包括的な支援体制の整備における重要な基盤となり得るものである。
 - 法施行以降も、様々な関連施策がとりまとめられている。生活困窮者を取り巻く施策の多様化という良い面がある一方、法の目指す包括的な支援を実現するためには、生活困窮者支援の分野として、そうした施策との連携体制の構築が必要。

5 こども基本法、こども家庭庁設置法（令和4年6月22日公布、令和5年4月1日施行）

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。従来、諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきた、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして制定されました。

基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤子どもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難な子どもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

6 こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）

「こども大綱」は、国が今後5年程度の程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等を定めたものです。具体的施策は、こども政策推進会議で「こどもまんなか実行計画」を毎年度策定（6月頃）します。

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

〔都の動向〕

1 第二期東京都地域福祉支援計画（令和3年度）

東京都では、平成18年に、福祉、保健、医療施策の基本方針となる、「福祉・健康都市東京ビジョン」が策定されたほか、各分野別の計画において、地域福祉支援計画の中で定めることとされている区市町村への支援や民間団体との協働など、地域福祉に関する考え方を示していることから、これまで地域福祉支援計画は策定されていませんでした。

その後、社会福祉法の改正等を受け、平成29年度に「東京都地域福祉支援計画」（平成30～令和2年度）を策定し、現在は「第二期東京都地域福祉支援計画（令和3～8年度）」の計画期間となっています。（※令和5年度に中間の見直しを行った）

■計画の3つの基本理念

- ① 誰もが、所属や世代を超え、地域でともに参加・協働し、互いに支え、支えられながら生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことが出来る東京
- ② 地域の課題について、身近な地域において包括的に相談出来、解決に向けてつながることができる東京
- ③ 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を生かし、地域づくりに参画することができる東京

■地域福祉推進のための施策の方向性

【テーマ①】地域での包括的な支援体制づくりのために

- ◆包括的な相談・支援体制の構築
- ◆地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築
- ◆住民参加を促す身近な地域の居場所づくり ◆地域住民等による地域の多様な活動の推進
- ◆対象を限定しない福祉サービスの提供

【テーマ②】誰もが安心して地域で暮らせる社会を支えるために

- ◆住宅確保要配慮者への支援 ◆生活困窮者への総合的な支援体制の整備
- ◆多様な地域生活課題への対応 ◆権利擁護の推進
- ◆災害時要配慮者対策の推進

【テーマ③】地域福祉を支える基盤を強化するために

- ◆民生委員・児童委員の活動への支援 ◆福祉人材の確保・定着・育成
- ◆福祉サービスの質の向上

■改定の主なポイント

- ▶前計画後の社会情勢の変化を反映（社会福祉法の改正、コロナ禍の影響など）
- ▶顕在化した複合的な地域生活課題についての対応等を新規掲載・追加記述（ヤングケアラー、ひきこもり状態にある方など）

II 成年後見に関する動向

〔国の動向〕

■成年後見に関する主な動向

平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none">● 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」 成立<ul style="list-style-type: none">・成年後見制度の利用の促進に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項が示される。
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none">● 「成年後見制度利用促進基本計画」策定（平成 29 年度～令和 3 年度）<ul style="list-style-type: none">・利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備することなどを目標として、今後 5 年間で政府が取り組む成年後見制度の利用の促進に関する施策を盛り込んだ初めての計画。
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none">● 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」策定（令和 4 ～ 8 年度）<ul style="list-style-type: none">・令和 3 年度に第一期成年後見制度利用促進基本計画が最終年度を迎えることから、第一期計画における課題を踏まえ、成年後見制度利用促進専門家会議での検討を経て、令和 4 年 3 月に第二期計画が閣議決定される。

1 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年）

平成 28 年 4 月に本法律が成立・同年 5 月に施行されました。

（基本理念）

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

2 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(令和4年)

成年後見制度の利用の促進に関する法律において本計画の策定が定められたことを受け、成年後見制度利用促進会議での議論等を経て、計画案が取りまとめられ、平成29年3月に閣議決定されました。

その後、令和3年度に第一期計画が最終年度を迎えることから、第一期計画における課題を踏まえ、成年後見制度利用促進専門家会議での検討を経て、令和4年3月に第二期計画が閣議決定されました。

■計画の概要

成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講るべき施策	
1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実	
(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討	
(2) 総合的な権利擁護支援策の充実	
①成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化	
②新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討	
③都道府県単位での新たな取組の検討	
2 尊厳ある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等	
(1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透	
①成年後見制度の利用促進における意思決定支援の浸透	
②様々な分野における意思決定支援の浸透	
(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等	
①家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進	
②後見人等に関する苦情等への適切な対応	
③適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	
④適切な後見人等の選任・交代の推進等に関するその他の取組	
(3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和	
①後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及等	
②家庭裁判所の適切な監督に向けた取組	
③専門職団体や市民後見人を支援する団体の取組	
④地域連携ネットワークによる不正行為の防止効果	
⑤成年後見制度を安心して利用できるようにするための更なる検討	
(4) 各種手続きにおける後見業務の円滑化	
3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	
(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方	
一尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加	
(2) 地域連携ネットワーク機能	
一個別支援と制度の運用・監督	
(3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組	
一中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり	
(4) 包括的・多層的な支援体制の構築	
4 優先して取り組む事項	
(1) 任意後見制度の利用促進	
(2) 担い手の確保・育成等の推進	
(3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進	
(4) 地方公共団体による行政計画等の策定	
(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進	

III 再犯防止に関する動向

〔国の動向〕

■再犯防止に関する主な動向

平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none">● 「再犯の防止等の推進に関する法律」 成立<ul style="list-style-type: none">・再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項が示される。
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none">● 「再犯防止推進計画」 策定（平成 30 年度～令和 4 年度）<ul style="list-style-type: none">・国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後 5 年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。
令和 5 年度	<ul style="list-style-type: none">● 「第二次再犯防止推進計画」 策定（令和 5 年度～令和 9 年度）<ul style="list-style-type: none">・7 つの重点課題について 96 の具体的施策が盛り込まれた。

1 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年）

平成 28 年 12 月に本法律が制定・施行されました。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

3 「第二次再犯防止推進計画」(令和5年)

国は、再犯の防止等の推進に関する法律において策定が定められた「再犯防止推進計画」を平成29年12月に公表しました。その後、第一次計画の内容を発展させ、再犯防止施策の更なる推進を図るため、「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

■計画の概要

第二次推進計画の策定に向けた基本的な方向性	
①犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。	②就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
③国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。	
再犯の防止等に関する施策の成果指標	
①検挙者中の再犯者数及び再犯者率 ②新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合 ③出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率 ④主な罪名・特性別2年以内再入率	⑤出所受刑者の3年以内再入者数及び再入率 ⑥主な罪名・特性別3年以内再入率 ⑦保護観察付（全部）執行猶予者及び保護観察処少年の再処分者数及び再処分率
7つの重点課題とその具体的な施策（抜粋）	
① 就労・住居の確保等	○寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実 ○地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供
② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	○福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化 ○更生保護施設等の受け入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
③ 学校等と連携した修学支援の実施等	○矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実 ○学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止
④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導	○若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導 ○性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実
⑤ 民間協力者の活動の促進	○持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援 ○地域の民間協力者（NPO法人、自助グループ、弁護士等）の積極的な開拓及び一層の連携
⑥ 地域による包摂の推進	○地域における支援の連携強化 ○相談できる場所の充実
⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備	○矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

〔都の動向〕

1 第二次東京都再犯防止推進計画（令和6年）

東京都では、再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として、国の第二次再犯防止推進計画を勘案し、東京都における取組について「第二次東京都再犯防止推進計画」を策定しました。

本計画は、令和元年に策定した「東京都再犯防止推進計画」に基づく取組の検証を踏まえた上で、都内の再犯防止に係る取組の更なる充実・深化を図り、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため、策定しています。

■基本方針

国の第一次再犯防止推進計画に掲げられた5つの基本方針は、施策の実施者が目指すべき方向・視点として、国の第二次再犯防止推進計画においても踏襲されています。国の計画に掲げられている5つの基本方針を踏まえ、次の重点課題に取り組みます。

- ・ 就労・住居の確保等
- ・ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ・ 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ・ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- ・ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ・ 再犯防止のための連携体制の強化等

■主な取組

- 1 就労・住居の確保等のための取組
 - (1) 就労の確保等
 - (2) 住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
 - (1) 高齢者又は障害のある者等への支援等
 - (2) 薬物依存を有する者への支援等
- 3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組
- 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組
- 6 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組

IV 福祉のまちづくりに関連する動向

〔国の動向〕

■福祉のまちづくりに関連する主な動向

平成 17 年度	<ul style="list-style-type: none">● 「ユニバーサルデザイン政策大綱」 策定<ul style="list-style-type: none">・「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、まちづくりや交通環境整備等を進めていくことが示される。
平成 18 年度	<ul style="list-style-type: none">● 「バリアフリー新法」 施行<ul style="list-style-type: none">・「ユニバーサルデザイン政策大綱」をもとに、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合・拡充する。
平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none">● 「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」 策定<ul style="list-style-type: none">・バリアフリーやユニバーサルデザインの推進に関する基本的な方針が示される。
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none">● 「交通政策基本法」 施行<ul style="list-style-type: none">・交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項が示される。
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none">● 「障害者権利条約」 批准<ul style="list-style-type: none">・障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳を促進するため批准される。
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none">● 「障害者差別解消法」 施行<ul style="list-style-type: none">・行政機関や地方公共団体及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止するとともに、それを実効的に推進するための基本方針などを定められる。
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none">● 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」 策定<ul style="list-style-type: none">・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、ユニバーサルデザイン化・心のバリアフリーを推進することにより、共生社会を実現するため策定される。

1 改正バリアフリー法（平成 30 年 11 月、平成 31 年 4 月施行）

平成 26 年に批准した国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」、平成 28 年に施行した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」などを受け、共生社会を実現し、社会的障壁を除去する法の理念を明確に示すとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としたさらなる取組の推進を図るため、バリアフリー法が改正されました。

1. 基本理念／国及び国民の責務

- バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行わなければならないことを基本理念として明記
『（基本理念）第一条の二 この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常（新設）生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。』
- 「心のバリアフリー」として、国及び国民の責務に高齢者、障害者等に対する支援を明記
『（国民の責務）第七条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が公共交通機関を利用して移動するため必要となる支援その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない。』

2. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- 移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等、既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備促進
 - ・貸切バス、遊覧船等について法の適用対象に追加
 - ・各施設設置管理者について情報提供の努力義務
 - ・公共交通事業者によるハード・ソフト一体的な取組の推進
 - ハード対策に加え、接遇・研修の在り方を含むソフト対策として、事業者が取り組むべき内容（「判断の基準」）を国交大臣が新たに作成
 - 事業者が、ハード・ソフト計画の作成・取組状況の報告・公表を行う制度を創設
※施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制等

3. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- 市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施
 - ・市町村が移動等円滑化促進方針（マスタープラン）を定める制度を創設
 - ・基本構想・マスタープランの作成、定期的な評価・見直しを努力義務化
 - ・移動等円滑化促進地区で旅客施設の建設・道路の新設その他の行為を行う場合、市町村への届出が必要
 - ・駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に、近接建築物への通路・バリアフリートイレ整備を促進するため、協定（承継効）・容積率特例制度を創設

2 改正バリアフリー法（令和2年6月、令和3年4月施行）

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての共生社会の実現に向け、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフトの対策の強化を目的とし、公共交通事業者等施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化、国民に向けた広報啓発の取組推進、バリアフリー基準適合義務の対象拡大を定めています。

(1) 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対して、スロープ板の適切な操作や照度の確保等のソフト基準の遵守を義務付け
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、移動等円滑化の措置の協力に関する公共交通事業者等同士の協議への応諾義務を創設
- 障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設（宿泊施設・飲食店等）の情報提供を促進

(2) 国民に向けた広報啓発の取組推進

【優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進】

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加

【市町村等による「心のバリアフリー」の推進】

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加
- 心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等に関する規定を創設

(3) バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- バリアフリー基準適合義務の対象施設に公立小中学校及びバス等の旅客のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加するための規定の整備

3 ユニバーサル社会実現推進法（平成30年12月公布）

全ての国民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害のある人、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的として制定されました。

〔都の動向〕

■福祉のまちづくりに関連する主な動向

平成 21 年度	● 「東京都福祉のまちづくり条例」 施行 ・平成 20 年に東京都福祉のまちづくり推進協議会において「東京都福祉のまちづくり条例」の改正の基本的な考え方が示され、平成 21 年にユニバーサルデザインの考え方を理念とした、新たな福祉のまちづくり条例が施行されました。 ● 「東京都福祉のまちづくり推進計画」 策定（平成 21 年度～平成 25 年度）
平成 26 年度	● 「東京都福祉のまちづくり推進計画」 策定（平成 26 年度～平成 30 年度）
平成 31 年度	● 「東京都福祉のまちづくり推進計画」 策定（平成 31 年度～令和 5 年度）
令和 6 年度	● 「東京都福祉のまちづくり推進計画」 策定（平成 6 年度～令和 10 年度）

1 東京都福祉のまちづくり推進計画（平成 6 年度～令和 10 年度）

東京都では、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間を計画期間とする「東京都福祉のまちづくり推進計画」が策定されました。

■計画の目標

ユニバーサルデザインが浸透した都市東京を目指して、都民一人ひとりが生活する場面を想定して、「誰もが、自由に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、多様な人との違いを認め合い、共に楽しむことができる社会」を目標とします。

この目標を達成するためには、東京 2020 大会の開催を契機として進展した、ハード・ソフト両面からの取組を都市のレガシーとして継承・発展できるよう、利用者の視点に立った環境整備を一層進めるとともに、東京 2025 デフリンピックやその先を見据えて、国籍や障害の有無に関わらず、施設やまちにおけるハード面のバリアフリー化とソフト面の情報バリアフリー、心のバリアフリーの取組を更に推進していく必要があります

■5つの視点

- 1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進
- 2 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備
- 3 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築
- 4 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進
- 5 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え